保険法施行に伴う取扱変更に関する特則 目次

第1条 特則の適用 第10条 主契約が保証期間付終身年金保険「しあわせ 第2条 重大事由による解除 の年金」の場合の特則 第3条 債権者等による解約の効力等 第11条 新介護収入保障特約等に関する特則 第4条 保険金等の支払いの時期・場所等 第12条 主契約に個人年金保険料税制適格特約('90) 第5条 特則の解約 等が付加されている場合の特則 第6条 主約款等の準用 第13条 主契約が一時払退職後終身保険の場合の特則 第14条 主契約が財形住宅貯蓄積立保険等の場合の特 第7条 主契約が更新される場合の特則 第8条 主契約が新最低保証付変額個人年金保険(一 魟

第9条 主契約が医療保障保険(個人型)の場合の特 附則

時払い)等の場合の特則

111

保険法施行に伴う取扱変更に関する特則

第1条(特則の適用)

- ① この特則は、平成22年4月1日の保険法施行に伴い、すでに締結している主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)および付加されている特約(以下「主特約」といいます。)を保険法にもとづいた内容とするためのものです。
- ② 平成22年3月31日以前に締結した主契約および主特約については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および主特約の定めにかかわらず、重大事由による解除、債権者等による解約の効力等および保険金等の支払いの時期・場所等について、この特則に定めるところによります。

第2条(重大事由による解除)

① 会社は、主契約または主特約に次表のいずれかの事由(重大事由)がある場合には、その主契約または主特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故	保険契約者 ^[1] 、被保険者 ^[2] または保険金等 ^{[3][4]} の受取人が、主契約または主特約の保険金等
招致	[3][4]を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致[5]をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	主契約または主特約の保険金等 ^[4] の請求に関し、その保険金等の受取人 ^[6] が詐欺行為 ^[5] をしたとき
3. 前号までと同等の事由	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する会社の信頼を損ない、主契約または 主特約の存続を困難とする第1号および前号と同等の重大な事由があるとき ^[7]

- ② 保険金等の支払理由^[8]が生じた後でも、会社は、前項により主契約または主特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[8]による保険金等の支払い^[4]を行いません。^[9]
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由によ

補 則 欄 ■

第2条補則

- [1] 保険契約者の死亡により支払われる保険金等および保険契約者の死亡による保険料の払込免除については、保険契約者を除きます。
- [2] 死亡保険金等(死亡保険金、収入保障年金その他の死亡給付をいいます。以下同じ。)については、被保険者を除きます。
- [3]満期保険金等(満期保険金、生存給付金その他の生存給付をいいます。)を除きます。また、死亡保険金等については、他の保険契約の死亡保険金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- [4]保険料の払込免除を含みます。
- [5] 未遂を含みます。
- [6]保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。
- [7] 例えば、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること、または主契約については、主特約もしくは他の保険契約が、その特約もしくは保険契約の重大事由によって解除されること等により、第3号の事由に該当することがあります。
- [8]保険料の払込免除の理由を含みます。
- [9]すでに保険金等を支払っていたときは保険金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- り保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- ④ 本条により主契約または主特約を解除した場合、解除した主契約または主特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。[10]

第3条(債権者等による解約の効力等)

- ① 債権者等^[1]による主契約または主特約の解約は、解約の通知が会社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項にかかわらず、主契約または主特約の保険金等の受取人[2][3]が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、一定の金額[4]を債権者等[1]に支払い、かつその旨を会社に通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、第1項の解約の効力が生じまたは前項により生じないこととなるまでの間(以下「解約停止期間」といいます。)に次表の事由が発生したときは、次表に定めるところにより取り扱います。

5, 70	
1. 主契約もしくは主特約が消滅した場合	保険金等の支払金の限度で一定の金額 ^[4] を債権者等 ^[1] に支払い、残額があるときはその 残額を保険金等の支払金の受取人に支払います。
2. 生存給付金等 ^[5] の支払 理由が発生した場合	解約停止期間中に生存給付金等 50 の請求をすることはできません。
3. リビング・ニーズ保険 金等 ^[6] の支払理由が発生 した場合	リビング・ニーズ保険金等 ^[6] を支払うべきときは、リビング・ニーズ保険金等 ^{[6][7]} の限度で主契約等のうち特約基準保険金額に対応する部分についての一定の金額 ^[4] を債権者等に支払い、残額があるときはその残額をリビング・ニーズ保険金等 ^[6] の受取人に支払います。
4. 年金支払開始日が到来 した場合または第1回年 金の支払理由が発生した 場合 ^[8]	イ. 会社は、保険料積立金等 ^[7] 相当額の限度で一定の金額 ^[4] を債権者等 ^[1] に支払い、残額があるときはその残額を年金の受取人に支払います。この場合、その主契約または主特約は消滅します。 ロ. 前イにかかわらず、前イの残額にもとづき計算した基準となる年金額が会社の定める金額以上であるときは基準となる年金額を減額して年金を支払います。この場合、その主契約または主特約は消滅しません。

④ 本条は、第1項の解約の通知が会社に到着した日において保険契約者が解約することができる主契約または主特約について適用します。

第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)

① 保険金等の支払金は、請求日^[1]の翌日から起算して5営業日^[2]以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。



第2条補則

[10] 年金支払開始日以後は、年金の一時支払いまたは一時金支払いによる支払金に準じた支払金を年金の受取人に支払います。

第3条補則

- [1] 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で主契約または主特約を解約することができる者をいいます。
- [2]保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 - 1. 保険契約者の親族
 - 2. 被保険者の親族
 - 3. 被保険者
- [3]満期保険金等(満期保険金、生存給付金その他の生存給付をいいます。)の受取人を除きます。
- [4] 第1項の解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。本条が主特約のみに適用される場合は、該当する主特約についての金額とします。
- [5]生存給付金、健康祝金、長寿祝金、育英資金または学資祝金をいいます。ただし、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、無配当新医療定期保険または無配当新医療終身保険の健康祝金を除きます。
- [6]リビング・ニーズ保険金、がん長期サポート保険金または重度認知症前払保険金をいいます。
- [7] 立替金または貸付金があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。
- [8] 基準となる年金額が会社の定める金額に満たないことにより、年金の支払いを行わないときを除きます。

第4条補則

- [1] 主約款または主特約に定める請求手続きの際の提出書類(必要事項が完備されていることを要します。)が会社に着いた日をいいます。
- [2]契約日が平成15年4月1日以前の主契約およびこれに付加されている特約については5日とします。

② 会社は、保険金等の支払いのために確認が必要な次表の場合において、主契約または主特約の締結から請求までの間に会社に提出された書類だけでは次表の事項の確認ができないときは、それぞれその事項の確認を行います。 [3] この場合には、前項にかかわらず、保険金等の支払期限は請求日 [1] の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 保険金等の支払理由発生の有無の確認が必要な場合	主約款または主特約に定める保険金等の支払理由に該当する事実の有無
2. 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払理由が発生するに至った原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. この特則に定める重大事由または主 約款もしくは主特約に定める詐欺もし くは不法取得目的に該当する可能性が ある場合	第2号もしくは前号の事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約もしくは主特約の締結 ^[4] の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する主契約もしくは主特約の締結から請求までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次表の特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保 険金等の支払期限は、請求日¹¹¹の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数(第1号から第4号までのうち複数に 該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的	前項第1号、第2号または第4号に	180⊟
な特別の調査、分析または鑑定	定める事項	100口
3. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号、第2号または第4号に 定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 保険金等の支払期限を第2項または前項の日とする場合には、会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を 保険金等の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項の支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の会社の責任によらない理由により第3項の事項の確認が終わらない場合には、会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金等の請求者に通知した上で、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に保険金等の支払金を支払うこととなるときは、会社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金等の支払金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項にかかわらず、第2項または第3項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき $^{[5]}$ は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
- ⑧ 保険料の払込免除については、第1項から前項までに準じて取り扱います。

第5条 (特則の解約)

この特則のみの解約はできません。

第6条 (主約款等の準用)

この特則に別段の定めのないときは、主約款または主特約の定めを準用します。

第7条(主契約が更新される場合の特則)

主契約が更新されるときは、この特則は消滅します。

第4条補則

- [3] 会社の指定する医師による診断を求めることを含みます。
- [4]保険契約の復活その他の詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある手続きを含みます。
- [5]会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。

第8条(主契約が新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)等の場合の特則)

- ① 主契約が新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額保険、変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の場合は、第2条(重大事由による解除)第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ④ 本条により主契約を解除した場合は、被保険者が死亡したとき(主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)の場合は、被保険者が高度障害状態になったときを含みます。)はその日末の、その他のときは解除の通知を発信した日末の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ② 主契約が新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額保険または変額保険(有期型)の場合は、第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)の適用に際しては、次の項を加えます。
 - ⑨ 請求日[□]後に、請求した支払金の支払理由が生じるときは、第1項から第3項までの適用に際しては、「請求日[□]」を「その支払金の支払理由が生じる日」と読み替えます。

第9条(主契約が医療保障保険(個人型)の場合の特則)

主契約が医療保障保険(個人型)の場合は、第3条(債権者等による解約の効力等)は適用しません。

第10条(主契約が保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合の特則)

主契約が保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合、解約停止期間中に主契約の年金支払開始日が到来したときは、第3条(債権者等による解約の効力等)第3項第4号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

4. 年金支払開始日 が到来した場合^[8]

- イ.会社は、年金の現価相当額^[7]の限度で一定の金額^[4]を債権者等^[1]に支払い、残額があるときはその残額を年金受取人に支払います。この場合、主契約は消滅します。
- ロ. 前イにかかわらず、前イの残額にもとづき計算した保証期間経過後の年金額が会社 の定める金額以上であるときは、年金支払開始日に保証期間中の年金の一時支払いの 請求があったものとし、次に定めるところにより取り扱います。この場合、主契約は 消滅しません。
 - (1) 保証期間中の年金の現価相当額^[7]の限度で一定の金額^[4]を債権者等^[1]に支払い、 残額があるときはその残額を年金受取人に支払います。
 - (2) 一定の金額^[4]が保証期間中の年金の現価相当額^[7]をこえるときは、そのこえる部分の金額を保証期間経過後の年金の現価相当額の限度で債権者等^[1]に支払い、保証期間経過後の年金を減額します。

第11条 (新介護収入保障特約等に関する特則)

解約停止期間中に新介護収入保障特約、介護年金保障定期保険特約、介護収入保障特約または収入保障特約の第1回年金の支払理由が発生したときは、第3条(債権者等による解約の効力等)第3項第4号の適用に際しては、次のハを加えます。

ハ. 前イおよびロにかかわらず、主契約ならびに新介護収入保障特約、介護年金保障定期保険特約、介護収入保障特約および収入保障特約(以下「新介護収入保障特約等」といいます。)以外の主特約の保険金等の支払金が一定の金額^[4]以上であるときは、その支払金から一定の金額^[4]を債権者等^[1]に支払い、残額があるときはその残額をその支払金の受取人に支払います。この場合、新介護収入保障特約等は消滅しません。

第12条(主契約に個人年金保険料税制適格特約('90)等が付加されている場合の特則)

① 主契約に個人年金保険料税制適格特約('90)、個人年金保険料税制適格特約('86)、個人年金保険料税制適格特約('85)または個人年金保険料税制適格特約('84)が付加されている場合、解約停止期間中に主契約の年金支払開始日が到来したときは、第3条(債権者等による解約の効力等)第3項第4号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

4. 年金支払開始日 が到来した場合^[8]

会社は、年金支払開始時に年金の一時支払いまたは一時金支払いを請求したものとして、一時金^[7]の限度で一定の金額^[4]を債権者等^[1]に支払い、残額があるときはその残額を年金受取人に支払います。この場合、保証期間付終身年金については、確定年金であったものとして取り扱います。

② 主契約に個人年金保険料税制適格特約('90「しあわせの年金」)または個人年金保険料税制適格特約('84「しあわせの年金」)が付加されている場合、解約停止期間中に主契約の年金支払開始日が到来したときは、第3条(債権者等による解約の効力等)第3項第4号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

4. 年金支払開始日
が到来した場合会社は、年金
ときはその残

会社は、年金の現価相当額^[7]の限度で一定の金額^[4]を債権者等^[1]に支払い、残額があるときはその残額を年金受取人に支払います。この場合、主契約は消滅します。

第13条(主契約が一時払退職後終身保険の場合の特則)

主契約が一時払退職後終身保険の場合は、第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)第1項の適用に際しては、「5営業日^[2]」を「5営業日」と、「会社の本社または会社の指定する支社」を「会社の本社」と読み替えます。

第14条(主契約が財形住宅貯蓄積立保険等の場合の特則)

- ① 主契約が財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険または勤労者財産形成貯蓄積立保険の場合は、次に定めるところによります。
 - 1. 第2条(重大事由による解除)第4項の適用に際しては、「保険契約者」を「保険契約者(解除の通知を保険金等の受取人にしたときは、その受取人)」と読み替えます。
 - 2. 第4条 (保険金等の支払いの時期・場所等) 第2項第2号の適用に際しては、「保険金等の支払いの免責事由」を「保険金等の支払いの免責事由または保険金等の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合」と読み替えます。
- ② 主契約が財形年金積立保険または財形年金保険の場合は、第3条(債権者等による解約の効力等)第3項第4号の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - 1. イの適用に際しては、「保険料積立金等[7]」を「積立金および社員配当金の合計額」と読み替えます。
 - 2. ロは適用しません。
- ③ 主契約が財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険、財形年金保険または勤労者財産形成貯蓄積立保険の場合は、次に定めるところによります。
 - 1. 第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)第1項の適用に際しては、「5営業日^[2]」を「5営業日」と、「会 社の本社または会社の指定する支社」を「会社の本社」と読み替えます。
 - 2. 第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)にかかわらず、返戻金については、事業主と会社との間に支払いに関する取決めがある場合には、その取決めにより支払いを行うことができます。
- ④ 主契約が財形住宅貯蓄積立保険の場合は、第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)第1項の適用に際しては、「請求日^[1]」を「請求日^[1](生存給付金については、事業主と会社との間に取決めがある場合は、その取り決めた日とします。以下同じ。)」と読み替えます。

附則

- ① 第2条 (重大事由による解除) は、平成22年4月1日以後に適用します。
- ② 第3条(債権者等による解約の効力等)は、同条第1項の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到着した場合に適用します。
- ③ 第4条(保険金等の支払いの時期・場所等)は、保険金等の支払金の支払理由等が平成22年4月1日以後に発生した場合に適用します。